

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年8月25日

【会社名】 ファーマライズホールディングス株式会社

【英訳名】 P h a r m a r i s e H o l d i n g s C o r p o r a t i o n

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 秋山 昌之

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中野区中央一丁目38番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長 秋山 昌之は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和7年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおける、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びに発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社12社を対象として行った全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。当グループは保険調剤のみならず一般用医薬品やサプリメント、健康食品等のセルフメディケーションの提案、健康寿命を延伸させる継続支援プログラムの取り組み等の事業を中核事業としており、事業の核となる販売活動の規模を示す指標として、売上高が適切であると判断しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度売上高（連結会社間取引消去前）の概ね2/3に達している調剤薬局事業と物販事業(DS事業)の2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、調剤子会社2社については、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、業務プロセスの評価範囲に含めておりません。

選定した重要な事業拠点における事業活動において企業の事業目的に大きく関わる勘定科目について、調剤薬局事業及び物販事業において多額に計上される勘定残高として、売上高、売掛金、売上原価、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、のれんや店舗資産の減損損失を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役 社長 秋山 昌之は、当事業年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。